

## 廃棄物処理施設整備計画の概要

### (前文)

#### 1. 廃棄物処理施設の整備に係る計画の改革

- ・本整備計画は、減量目標等を定めた廃棄物処理法の基本方針に即して策定。
- ・内容の重点を、事業量から成果へと変更。 など

#### 2. 整備計画の実施の前提

- ・事業の実施に当たって、廃棄物の排出抑制に努めることが前提。

#### 3. 整備計画の活用とその意義

- ・毎年度の政策評価の実施。 など

### 第1章 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

#### 1. 事業評価の厳格な実施

個別事業について、事前評価、事後評価を実施。

#### 2. 技術開発等を通じたコストの縮減

コストの観点から、事業プロセスの全体を見直す、など。

#### 3. 地域住民等の理解と協力の確保

生活環境影響調査や住民等の意見聴取を的確に実施する、など。

#### 4. 事業相互間の連携の確保

他の公共事業計画に係る事業(下水道等)との連携、など。

#### 5. 既存の廃棄物処理施設の有効活用、ソフト施策との組合せ

埋立処分場等の既存の廃棄物処理施設の活用、ごみの減量化に係るソフト施策との連携、  
など。

#### 6. 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

入札及び契約の透明性、競争性の向上等を推進する、など。

#### 7. 民間資金・能力の活用

PFI事業の導入、など。

### 第2章 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

- ・ 廃棄物処理施設整備の目標及び指標 別表のとおり
- ・ 施設整備の目標に応じた事業の概要

# 廃棄物処理施設整備の目標及び指標

(別 表)

全体目標：廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る。

項 目	目 標	指 標
一般廃棄物関係 1．ごみ処理施設	ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	ごみのリサイクル率 16 % ( H 14 )      21 % ( H 19 )  ごみ減量処理率 95 % ( H 14 )      97 % ( H 19 )  一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 14 年度の水準 ( 14 年分 ) を維持する。
2．ごみ発電	焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。	
3．し尿処理施設	くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入を全廃し、衛生的な陸上処理を実施する。	し尿の衛生処理率 96% ( H14 )    概ね 100% ( H19 )
4．浄化槽	し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	汚水処理人口普及率 76% ( H14 )    86% ( H19 )  浄化槽処理人口普及率 8 % ( H14 )    11% ( H19 )
産業廃棄物関係 5．廃棄物処理センター	産業廃棄物の適正な処理を推進する。	
6．P C B 処理施設	負の遺産である P C B 廃棄物の処理を推進する。	

(参考) 指標の定義

指 標	定 義	算 定 式
1. ごみのリサイクル率	全国のごみの排出量(市町村による計画収集量、事業者等による市町村施設への直接搬入量及び集団回収量の和)のうち、再生利用された量の割合	$\frac{\text{ごみの再生利用量}}{\text{市町村による計画収集量} + \text{事業者等による市町村施設への直接搬入量} + \text{集団回収量}}$
2. ごみ減量処理率	全国の市町村によるごみの処理量(市町村による計画収集量及び事業者等による市町村施設への直接搬入量の和)のうち、焼却、資源化等の中間処理が行われた量の割合	$\frac{\text{焼却、資源化等の中間処理が行われた量}}{\text{市町村による計画収集量} + \text{事業者等による市町村施設への直接搬入量}}$
3. 一般廃棄物最終処分場の残余年数	全国の市町村における年間の一般廃棄物の最終処分量に対する、一般廃棄物最終処分場の残余容量の割合	$\frac{\text{一般廃棄物最終処分場の残余容量}}{\text{市町村における一般廃棄物の年間の最終処分量}}$
4. し尿の衛生処理率	全国の市町村が収集したくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の量のうち、し尿処理施設で処理又は下水道への投入により処理された量の割合	$\frac{\text{し尿処理施設での処理量} + \text{下水道への投入量}}{\text{市町村による計画収集量}}$
5. 汚水処理人口普及率	総人口に対して、下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設を利用できる人口の割合	$\frac{\text{汚水処理施設の利用可能な人口}}{\text{総人口}}$
浄化槽処理人口普及率	総人口に対して、戸別の浄化槽(し尿と生活雑排水を併せて処理するものに限る。)を利用する人口の割合	$\frac{\text{浄化槽の整備人口}}{\text{総人口}}$